

熊自健第 号
令和 年 月 日

被保険者

様

被扶養者

熊本県自動車販売店健康保険組合
理事長 井原 宏

「個人情報保護法」に関する取り扱いについて

(お知らせ)

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、健康保険組合の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 17 年 4 月から「個人情報保護法に関する法律」が施行されましたが、健康保険組合の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられるようになりました。

当健康保険組合では、個人情報の保護について以下のような考えのもと、取り組みをすすめていくことをお知らせいたします。

健保組合は、健康保険法が定める「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って業務を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されております。

加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に管理し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底してまいります。

つきましては、別紙に記載します保険給付・高額医療給付・扶養者再認定調査・医療費通知等及び各種の保健事業の運営に、被保険者並びに加入者の方々の個人情報提供について同意をいただき、効率的な運営が図れますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、「個人情報保護法」に関することで、ご意見等ありましたら健康保険組合までご連絡下さい。

※ 被保険者並びにご家族でご一読いただき、「個人情報保護法」についてご確認をお願いいたします。

(健康保険組合 TEL 096-369-4311)

記

1. 被保険者等に対する保険給付に利用

- (1) 保険給付 (詳細別紙)
- (2) 第三者行為に係る損保会社等への求償 (詳細別紙)
- (3) 健保連の高額医療給付の共同事業 (詳細別紙)

2. 保険料の徴収等に利用

- (1) 被保険者資格の確認
- (2) 標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- (3) 健康保険料の徴収
- (4) 被扶養者の認定 (詳細別紙)
- (5) 健康保険資格確認書の発行

3. 保健事業等に利用

- (1) 健康の保持増進のための健診 (詳細別紙)
- (2) 保健指導及び健康相談 (詳細別紙)
- (3) 医療機関への健診の委託・・・3. - (1)

4. 診療報酬の審査・支払に利用

- (1) 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検及び審査 (詳細別紙)
- (2) レセプトデータの内容点検及び審査の委託 (詳細別紙)

5. 健保組合の運営の安定化に利用

- (1) 医療費分析 (詳細別紙)
- (2) 疾病分析 (詳細別紙)

6. その他

- (1) 健保組合の管理運営業務の維持・改善のための基礎資料 (詳細別紙)
- (2) 第三者求償事務において保険会社・医療機関等への相談又は届出等・・・
別紙1. - (2)